

志賀町会計年度任用職員登録制度のご案内

町の会計年度任用職員として働くことを希望される人に、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、必要に応じて登録者の中から勤務条件に合う人を選考し、採用する制度です。

ただし、各業務の繁忙期や職員の育児休業の場合など、必要に応じて会計年度任用職員を任用するため、登録されても必ずしも任用されるとは限りませんのでご了承ください。

1 登録条件

- ① 登録を希望する職種に必要な資格免許等を取得していること。
- ② 職務遂行に支障のない良好な健康状態であること。
- ③ ※地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人は登録できません。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当する人は登録できません。

※ 地方公務員法第16条抜粋

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当町の職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 登録手続

(1) 必要書類

- ① 志賀町会計年度任用職員登録申込書
志賀町役場総務課、富来支所で交付します。(町ホームページからダウンロード可)
- ② 写真1枚(縦4cm×横3cm:上半身正面向き、最近6カ月以内に撮影したもの)
※志賀町会計年度任用職員登録申込書に貼り付けること。
- ③ 資格が必要な職種に応募する場合は、資格証明書の写しを添付してください。

(2) 書類提出方法

- ① 所定の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、志賀町役場(総務課)へ提出してください。
- ② 郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員登録申込書」と朱書きし、郵送してください。

宛先: 〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

志賀町役場 総務課 総務人事担当 宛

3 登録を募集する職種及び勤務条件等

別添のとおり

4 登録受付期間

令和8年2月27日から随時受付いたします。

なお、登録完了のお知らせはいたしませんのでご了承ください。

ただし、地方公務員法の欠格条項に該当する場合など、登録することができない場合は、別途通知いたします。

5 登録有効期間

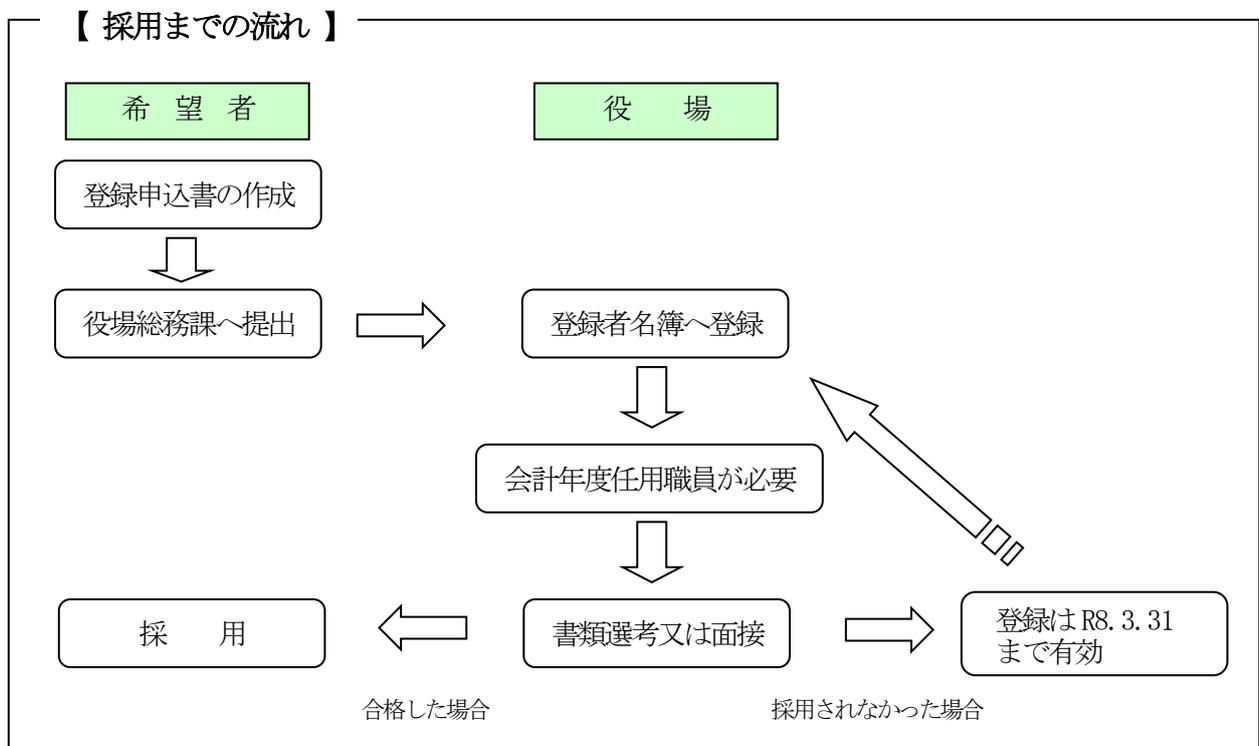
登録有効期間は、令和9年3月31日までです。

6 登録書の取扱いについて

- ① 受理した書類は、一切返却いたしませんので、ご了承ください。
(個人情報適切に管理し、登録・任用以外には一切使用しません。)
- ② 登録書に記入していただいた個人情報は、志賀町会計年度任用職員登録制度に基づいた任用に係る業務のみに利用します。
- ③ 登録有効期間中に登録申込書の記載内容に変更が生じた場合、又は、他に就職された場合など登録取り消しを希望される場合は、ご連絡ください。

7 採用方法

会計年度任用職員の任用を必要とするときに、登録者の中から書類や面接などで選考し、勤務条件等を説明した上で採用します。



8 任用期間

名簿の有効期間内の臨時的に業務を必要とする期間です。(年度内で、最長1年以内とします。)